

がばい・相続サポート 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、がばい・相続サポートという。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を佐賀県佐賀市開成五丁目4番11号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、佐賀県民に対し、相続に関する支援、情報提供等の事業を行い、平穏な相続手続きの実現、ひいては相続に係る様々な社会問題の抑止に貢献し、佐賀県の円滑な社会活動の醸成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 相続に関するセミナー
- (2) 相続に関する相談会
- (3) 個別案件に対する専門家の紹介
- (4) 全各号に附帯する一切の事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この団体の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人及び団体、法人
- (2) 賛助会員 この団体の事業を賛助するために入会した個人及び団体、法人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、退会届を代表者に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、会員の過半数の同意により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則等に違反した時。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種類及び定数、職務)

第12条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
代表は、この団体を代表し、その事業を総理する。
- (2) 副代表 2名
代表を補佐し、代表に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

第5章 附 則

第13条 この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、総会で定める。